

世界農業遺産・日本農業遺産 「静岡水わさびの逸品」認定商品 募集中！！



SHIZUOKA
WASABI
世界農業遺産
「静岡水わさびの逸品」
認定商品

目的

静岡わさび農業遺産推進協議会では、高い品質を誇る「静岡水わさび」の魅力を広くPRし、他産地との差別化や伝統的な食文化の継承を図るため、「静岡水わさびの逸品」認定制度を創設しました。

対象商品

■静岡水わさび

農業遺産認定地域で伝統的な栽培方法により生産された「水わさび」そのもの

■静岡水わさびを使用した食品

静岡水わさびのみを辛味成分としての原材料に使用して製造又は加工された食品であり、原材料に畑わさび、西洋わさび、認定地域外で生産された水わさびを含まないもの

申請対象者

静岡わさび農業遺産推進協議会正会員及び正会員団体に属する者、又は賛助会員※
※静岡わさび農業遺産推進協議会に属さない方は、賛助会員（年会費1口5,000円）
に加入していただく必要があります。

申請方法

下記必要書類に記入・押印のうえ、協議会事務局（下記問い合わせ先）まで郵送してください。

■必要書類

□共通事項

- ・認定申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・企業・団体等の概要が分かる書類
- ・ロゴマークを使用する梱包材が確認できる商品画像
- ・ロゴマーク使用イメージ図

□静岡水わさび

- ・申請商品説明書（様式第1-1号）
- ・所有するわさび田の位置が分かる図面（縮尺1/5,000以上）

□静岡水わさびを使用した食品

- ・申請商品説明書（様式第1-2号）
- ・商品の表示ラベル

※様式は右記QRコードからダウンロードしてください。

表示方法

認定商品の包装等に「ロゴマーク」を表示し、生産地域に応じて『世界農業遺産又は日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」認定商品』と併記してください。

※金色に黒のロゴマークとし、ロゴの表記は英語可。

※ロゴマーク等の表示に要する経費は、使用者で負担してください。

※生産地域について

世界農業遺産認定地域：静岡市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町

日本農業遺産認定地域：世界農業遺産認定地域に加えて、浜松市、富士宮市、御殿場市、小山町

（表示イメージ）



詳しくは、下記QRコードから協議会HPをご覧ください。

